

たたら製鉄業経営者櫻井家のもとで働く人々

— 手代・職人などの褒賞事例の分析を中心に —

鳥谷 智文

はじめに

たたら製鉄業は、近世後期において大規模な事業展開を模索していき、多くの人々がその事業に関わっていく。例えば、島根県奥出雲町上阿井に本拠地をおく櫻井家では、明治二年（一八六九）段階で、一〇四七人（男性五六九人・女性四七八人）を召し抱えており、その内就労者は三九一人であった。櫻井家が直接家族ごと養っている「山内」の人々は五七一人で、四一六人は「地下」すなわち村方の人々であった¹⁾。

そのような人々の中で、就労者は事務系統の手代と技術系統の職人（鉦場では村下・炭坂など、大鍛冶場では左下・大工など）の二系統にわかれ²⁾、前者は鉦場・大鍛冶場経営や製品販売の維持・開拓、後者は需要に応じた和鉄製品の生産に従事する³⁾。

本稿では、櫻井家について、特に今まであまり論及してこなかった手代の頂点に立つ番頭を中心にその出自や活動の一端について明らかにしたい。また、櫻井家の他の手代や職人の活動についても褒賞事例をもとにその特徴について指摘したい。

一 櫻井家番頭の事績

「文政三年旧記」（櫻井家文書、a1—18—14、以下、「文政三年旧記」とのみ記す。）には、番頭の履歴が掲載されている。「当家番頭代数書出」と記載されているが、「調方十代目番頭孫作六十一才」とあり、調査したのは十代目の孫作であり、その時六一歳の高齢期であった。この調査は、「附古書見集猶又九代目番頭七郎右衛門至覚能者其上文久二戌年八十九才長寿二茂有之、同人へ問合、尤寛延年中右前ハ不詳、宝曆年中委敷書印置者也」とあり、古書も調べたが、九代目番頭七郎右衛門の記憶力が能く、文久二年（一八六二）も生存しており、聞き取り調査をして書き上げた書出であった。

この書出の作成年は判明しないが、恐らく文久二年に聞き取り調査を行ったということであれば、文久二年頃ではないかと推測される。その後、木村精など大正期から昭和初期の番頭も記されていることから、この書出に継続して歴代の番頭を書いていったものと思われる。この史料に書き出されている番頭名と従事期間などをまとめたのが、表1である。前述の史料によれば、寛延期より以前はわからず、宝曆期より詳しくわかり書き記したとあるが、表1によると、初代は名前がわからず、宝曆三年（一七五三）まで番頭であった二代目の市兵衛から田畑山林屋敷の拝領記事が出てくるので、まさに宝曆期からの記述となっている。ただ、それより前の番頭は判明しないので、市兵衛の前の番頭が初代かど

表1 櫻井家の歴代番頭任期

代数	期間	年数	名前
1	延宝期(1673～1680)～宝永期(1704～1710)		名前不知
2	正徳期(1711～1715)～宝暦3年(1753)	約40	市兵衛
3	宝暦4年(1754)～安永7年(1778)	25	嘉左衛門
4	安永8年(1779)～天明8年(1788)	10	八郎右衛門
5	寛政元年(1789)～寛政10年(1798)	10	伊八
6	寛政11年(1799)～文化4年(1807)	9	栄蔵
7	文化4年(1807)～文化7年(1810)	4	仙蔵
8	文化7年(1810)～文化8年(1811)	1	嘉三郎
9	文化8年(1811)～天保12年(1841)	31	七郎右衛門
10	天保10年(1839)～文久2年(1862)継続?	24以上(カ)	孫作
11	安政3年(1856)10月～明治6年(1873)3月1日(カ)	20(カ)	三郎兵衛
12	明治6年(1873)3月2日～明治7年1月(1874)	1	長七郎
13	不明		白名祥造
14	不明		中林権七
15	不明		大阪五造
16	不明		木村 精
17	不明		矢田有吉

出典:「当家番頭代数書出」(「文政三年旧記」櫻井家文書、近世(家)a1—8—4)

うかはわからない。しかし、本稿では、便宜上史料の通り「名前不知」を初代として考察を進めることにする。

表1によると、番頭の任期は、二代目市兵衛は約四〇年、三代目嘉左衛門は二五年と長い、その後、四代目八郎右衛門から八代目嘉三郎までは長くて一〇年であった。九代目七郎右衛門から長期となり、三二年間も職務についていた。一〇代目孫作も長く、二四年以上で渡つて番頭を勤めたと考へられる。代目三郎兵衛は二年と推定される。表2の出所は、この表を続柄なしの表に載せる。

表2 櫻井家の歴代番頭出自

代数	名前	出生地・続柄など
1	名前不知	
2	市兵衛	忠勤の功により、田畑山林屋敷家を櫻井家から遣わされる。
3	嘉左衛門	飯石郡須佐村住。老年須佐へ引き取る。
4	八郎右衛門	奥飯石赤名村口間屋より罷り越す。老年、赤名へ引き取る。
5	伊八	神門郡白枝村産。内谷で死去。
6	栄蔵	5代目番頭伊八の息子。内谷産。布部村栄蔵女房家へ引越す。
7	仙蔵	大工次左衛門後妻を連れ飯石郡吉田より罷り越す。老年、大原郡久野村へ引越。
8	嘉三郎	上阿井村住、僕屋。
9	七郎右衛門	上阿井村横見前飯治屋産。後年に三谷屋と号す。天保12年三谷屋へ引き取りその後文久2年(1862)死去。89歳。
10	孫作	元祖上阿井町産。代々櫻井家手代で孫作が5代目に当たる。
11	三郎兵衛	9代目番頭七郎右衛門の息子。
12	長七郎	10代目番頭孫作の息子。
13	白名祥造	
14	中林権七	
15	大阪五造	番頭事務取次櫻井保太郎
16	木村 精	
17	矢田有吉	

出典:「当家番頭代数書出」(「文政三年旧記」櫻井家文書、近世(家)a1—8—4)

と、番頭の出生地がわかる八人中、山内での出生と考えられる人物は、六代目栄蔵と九代目七郎右衛門の二人で、櫻井家の近隣では、上阿井村で一人、上阿井町で一人であった。後の四人は、飯石郡須佐村・吉田村、奥飯石赤名村、神戸郡白枝村と比較的遠方であった。特に三代目五代目は遠方の生まれで、櫻井家の経営を安定させるために優秀な人材を引き入れた可能性がある。その後、六代目栄蔵は五代目伊八の子、一代目三郎兵衛は九代目七郎右衛門の子であり、彼ら二世が番頭に就任しており、櫻井家内で番頭を輩出する素地

が出来上がってきていると考えられる。一〇代目孫作の家は、五代にわたって櫻井家手代を勤め、孫作が五代目で一〇代目番頭、六代目が長七郎で一二代目番頭に就任している。このように、経営の初期段階では、他所に人材を求め、一方では他所から新たな知識を吸収し、櫻井家内で優秀な番頭を育成して経営を維持させようとしている。

さて、「文政三年旧記」には、こうした番頭・手代についての褒賞記事が掲載されている。まずは、文化・文政・天保期に番頭を勤めた七郎右衛門である。「当家番頭代教書出」には、七郎右衛門について、「七郎右衛門若年方当家相勤初入方四十三年辻相勤罷有候、尤勤中文政五年方申込三ヶ年中庄屋御役相勤候へ共、弥張当家番頭名目兼勤二付、内方受引ハ米原産佐五市、右三ヶ年中取扱致候へ共、同人儀ハ表立番頭役ニハ不相成候、然処七郎右衛門庄屋御役悴唯六へ名替いたし、夫方七郎右衛門当家番頭一円ニ相勤」とあり、七郎右衛門は、櫻井家に勤めて四十年以上になり、文政五年（一八二二）〜同七年（一八二四）には庄屋も兼務している。この時は米原生まれの佐五市に櫻井家内部の経営を任すこととなり、庄屋を息子の唯六へ引き継がせた後は番頭として勤めた。七郎右衛門は、庄屋業務もこなすほどの力量があり、その経験が番頭の仕事に活かされていくのであろう。

七郎右衛門の番頭としての事跡は、以下の史料で垣間見られる。

史料①

覚

可部屋源兵衛手代

七郎右衛門

右三十年来格別深切ニ相勤、先年可部屋難渋之節御主法被仰付候所、其方儀万々吞込実意ニ令取引候ニ付而、御主法通成行公物上納者勿論他借之筋茂相立最早追々成立候場ニ至候趣ニ相聞神妙之事ニ候、仍而今般申達眷遣候、猶精出可相勤候

（文政十一年）

七月廿一日

（文政三年旧記）

史料①によると、文政十一年（一八二八）より前に櫻井家は経営難に陥つてしまい、藩から「主法」を言い渡されていたことがわかる。鉄の売り捌きは、文化・文政期に大きく後退したことが知られており、この時、櫻井家は「主法入」となり、藩の管理下におかれた。その折、七郎右衛門は、「公物」の上納、「他借」の返済について筋道を立て、藩から褒賞された。

続いて当主櫻井源兵衛からも次のような「覚」を七郎右衛門に差し出している。

史料②

覚

一銀式貫目也

右貴殿儀年来励精心を被相勤当家難渋之儀御上方厚御恵を以當時仮成ニ相続之場ニ至難有仕合存候、然処貴殿御主法筋呑込別而心配有之候ニ付、御上納者勿論、他借之筋を茂相立最早御上御趣意通可相成与於拙者者安心不少事ニ候、仍此度御勝手御役所方御用所江御伺之上御別紙之通御國中類別茂無之、御手厚御書附を以御眷被下置、猶拙者方茂三拾年勤功之為褒美前件之通銀子遣之候、以上

文政十一年

櫻井源兵衛

子八月廿四日

手代

七郎右衛門殿

史料②によると、主法入の際、藩の趣意通り勤め上げ、当主櫻井源兵衛は安心したとある。よって櫻井家からは、三十年の勤功を称え、七郎

（文政三年旧記）

右衛門に銀二貫目を下賜している。

七郎右衛門の次代番頭孫七については如何であろうか。前述の「当家番頭代教書出」には、「天保十亥年当家番頭申付、同年方丑まで三ヶ年中七郎右衛門兩人相勤、夫方安政三辰迄八ヶ年中孫作一名、辰十月方九代目番頭七郎右衛門悴三郎兵衛兩人相勤」とあり、代々手代の家系であった孫七は、天保十年（一八三九）〜同十二年（一八四一）には七郎右衛門との二人体制、その後一人で番頭を勤め、安政三年（一八五六）から三郎兵衛との二人体制となっている。恐らくこの時期から二人体制が開始したのであろう。孫作は、嘉永元年（一八四八）二月に「数十年來相勤取引届当家業躰繁榮致候」という理由で、松江藩から「生涯木綿合羽御免」を仰せ付けられた。また、安政五年（一八五八）十一月には、「勤向万端行届実意ニ取引致当家成立御用途度々相勤罷在候」として、書付により孫作を「御誉」遣わされた。また、同時に銀一〇〇枚を褒美として下賜された。

このような褒賞を受けた孫作だが、実際どのような事跡があったのであろうか。天保十四年（一八四三）八月には、下男常次を連れて大坂へ四〇日ほど逗留したい願ひ出を櫻井源兵衛から下郡・組頭を経由して郡奉行へ差し出している。その理由は、大坂で一朱銀の両替をするためであった。⁵⁾

また、次の史料がある。

史料③

覚

金子三拾両也

右者貴殿若年方相勤就中番頭引請格別ニ尺精心近年諸鉄不景氣ニ付北国江為鉄捌差遣心配之規模相立⁶⁾地、他国共捌口之目的出来、惣而万端励ミ厚く懸引順道故費等茂無之、然而者上納物次第二訳立当家江勤功之程不軽、大慶存候、依而前科之金子為褒美遣之候、以上

嘉永六年

丑九月十八日

桜井源兵衛

番頭

孫作

（文政三年旧記）

史料③によると、孫作は、嘉永期の不景気を打開するために北国へ産鉄を売り捌くことに苦心したようである。これにより他国への捌き口が開けて櫻井家の経営は盛り返したと考えられる。孫作は、販売先の開拓に力を注いだのである。この時は当主櫻井源兵衛から金子三〇両を下賜された。

その後、前述したように安政五年（一八五八）十一月にも、「御誉」に預かっている。その折には、

史料④

安政五年年

其方手代孫作へ申談候儀有之候条、其方同伴早々出府候、自分方へ可罷出候、以上

十一月十六日

雨森甚大夫 御書判

桜井源兵衛殿

（文政三年旧記）

とあり、史料④では郡奉行雨森甚大夫が櫻井源兵衛へ宛てて手代孫作を同伴させて出府するよう書状が出されている。この時、当主源兵衛は「八月已來不快ニ付出府不相成」とあり、病気により出府できないと申し出ており、「三郎兵衛儀用談ニ付、出府罷在、同人私名代差出し」とあり、当時孫作とともに番頭を任されていた三郎兵衛を名代として立て、孫作とともに出府することとなった。孫作と三郎兵衛は十一月十八日に「此元出立」、同月十九日に「府着」し、同月二十日に雨森甚大夫に面会している。⁵⁾そこで雨森甚大夫は、孫作に次のような書付を差し出して

表3 安政5年(1858)孫作褒賞御礼進物と御礼先

進物名	御礼先
箱折1束・鯉1連・切手2斤	用人4人
木綿1疋・鯉1連・切手2斤	勝手方10人
木綿1疋・鯉1連・切手2斤	鉄方2人
鯉1連・切手2斤	6人
木綿1疋・鯉1連	郡奉行1人
札10匁・切手2斤	元 ^ノ 1人
連判1貫文	1人
札6匁	2人
箱折1束・鯉1連・切手2斤	郡奉行1人
札6匁	元 ^ノ 1人
箱折1束・鯉1連・切手2斤	元 ^ノ 1人
札6匁	元 ^ノ 1人
鯉1連・切手2斤	調役1人
鯉1連・切手2斤	吟味役5人

出典:「(手代孫作御礼進物書出)」
 「文政三年旧記」櫻井家文書、a1-8-4)

いる。
 史料⑤

覚

桜井源兵衛手代

孫作

右其方儀主家手代数十年実町相勤万端担任候処、手代共令一和業躰取締等行届候二付、主家身上向追々手厚ニ相成候処、度々御用途相勤候様相成、実意ニ令取引候故之儀寄特之事ニ候、仍及御沙汰誉遣候、猶精出シ可相勤候

(安政五年)

午十一月十六日

(「文政三年旧記」)

史料⑤を渡された孫作と三郎兵衛は、雨森宅で「御昼頂戴」とあり、昼に祝いの席が設けられたようである。

その後、表3にみえるように、今回の孫作の褒賞に係った松江藩の用人・勝手方・鉄方・郡奉行・調役・吟味役等三七人にお礼として進物が渡された。進物としては、箱折・鯉・木綿・切手等が調達された。これは、「其後御礼進物左之通差出ス、且三十一年以前七郎右衛門御誉被仰付候節、進物振合ヲ以差出ス」とあり、孫作の褒賞に関わる「御礼進物」は前番頭七郎右衛門が褒賞された時の進物事例に習ったものであり、手代の褒賞についての「御礼進物」が先例をもとに調達され、関係者に渡されていたことがわかる。すなわち、褒賞における「御礼進物」の類は当然の礼儀であり、半ば儀礼化していることがわかる。

この褒賞の折、桜井源兵衛は、番頭孫作に対して次のような褒美を遣わしている。

史料⑥

覚

銀百枚

右者貴殿累年打込り相勤近年追々懸引多々候処、別而出精相勤有之、既二六年以前丑年規模筋誉遣候処、今般数十年來之精勤達御聴御別紙之通類外之貴書附を以御□厚御称美被下置、於当家ニも□目不軽儀□候処、冥加至極存候、依之前件銀子為褒美誉遣候、猶出精相勤可有之候、以上

安政五年十二月 桜井源兵衛

手代

孫作殿

(「文政三年旧記」)

史料⑥によると、安政五年(一八五八)以前からの「懸引」が多々あり、孫作がよく対応し、また数十年來に渡り精勤したということで、銀

一〇〇枚を褒美として遣わすこととしている。史料⑥にある「懸引」とはどのような事態であったのであろうか、注目されるのが万延元年（一八六〇）に発給された次の史料である。

史料⑦

一筆令啓達候、近来鉄類不捌鉄師一統不手繰之央、御自分儀当未納御米代銀外人別ニ抽上納皆済有之候段、令兼々心配行届候故之事ニ候、仍而御勝手方厚誉可遣旨ニ候、恐々謹言

六月十二日

天野泰兵衛

山本久右衛門

万延元年申年被仰付候

岸野金平

櫻井源兵衛殿

（「文政三年旧記」）

史料⑦によれば、近年は鉄が思うように販売できず、鉄師達が経営難となっており、その折未納の「御米代銀」などを皆済したという功績で、櫻井源兵衛は勝手方より厚く誉め遣わされている。史料⑥で記載された「懸引」とは、この経営難における「未納御米代銀」の皆済ではなからうか。この問題を当主櫻井源兵衛とともに番頭孫作が取り仕切ったと推察してもあながち間違いではないだろう。

このように、孫作は嘉永期と安政期の経営難を乗り切った能力の高い番頭として評価できよう。

安政三年（一八五六）、番頭に就任した三郎兵衛は、同五年（一八五八）に次の通りの褒状を下賜されている。

史料⑧

覚

櫻井源兵衛手代

三郎兵衛

右之者数年来召遣候由之处、其方儀鉄山鑪・鍛冶屋所持罷在他国懸り合等多端之懸引も有之由ニ候処、急度目当之者与相聞へ候ニ付、類外之訳を以右三郎兵衛儀生涯木綿合羽差免之

（安政五年）

十一月廿三日

右之通被仰渡候間、御書付之趣其方へ可申談旨ニ候条、得其意可申渡候、以上

午十一月廿三日

櫻井源兵衛殿

雨森甚大夫

史料⑧は、郡奉行雨森甚大夫から櫻井源兵衛へ宛てた書付だが、三郎兵衛へ「生涯木綿合羽」を許可するものであった。三郎兵衛の功績は、多数操業していた鉦や鍛冶屋の運営や他国との「懸り合」について

（「文政三年旧記」）

手腕を振るったというものであった。前述したように、三郎兵衛の父親は番頭を勤めた七郎右衛門であったが、親に負けず劣らずの能力の高い人物であったよう

表4 進物調達状況

進物名	数量	金額(貫・文)	調達者
浜木綿	8反	14.800	塗屋久兵衛
木綿	1疋	2.650	塗久兵衛
木綿	6疋	15.850	紙佐
木綿	4疋	10.400	吉田屋
箱折	11束	8.250	吉田屋
鯉	15連	10.230	吉田屋
切手	22斤	3.168	吉田屋
札	22匁		
連判		3.000	吉田屋
包紙・水引・褒斗		0.100	吉田屋
合計		68.448	

出典：「(手代三郎兵衛木綿合羽御免御札進物書出)」
（「文政三年旧記」櫻井家文書、a1-8-4）

である。この褒賞に関する書付は、「但右御勝手方被仰渡」とあり、同日勝手方からも差し出された⁹⁾。この褒賞を受けて、七郎右衛門、孫作と同様にお礼として関係する藩役人(用人高橋紋左衛門以下三一人)に進物(浜木綿・鯉・切手・札・連判・箱折)が用意された。調達は表4でわかるように塗屋・紙佐(紙屋カ)・吉田屋で分担してなされており、進物代六八貫四八文中、塗屋・紙佐は三三貫三〇〇文、吉田屋は三五貫一四八文分の進物を手配している。彼らはそれぞれ松江の天神町、中町、天神町に店を構えており、いずれも松江の商人である¹⁰⁾。吉田屋は、白潟天神町の鉄問屋吉田屋文助であり¹¹⁾、櫻井家の鉄取引問屋で櫻井家と密接な関係を築いていたと考えられ¹²⁾、そのような関係から進物代の半分以上を調達していると思われる。

二 櫻井家手代・職人の事績

本節では、櫻井家の番頭以外の手代や職人について、「文政三年旧記」から抽出してみる。

まず、宇根鉦支配人で手代の周助である。

史料⑨

一筆致啓達候、御自分手代周助儀兼而心得方宜敷趣相聞候二付、御自分方御誉被遣候様拙者方可申談旨二候間、左様御承知可被成候、右為可申遣如此候、恐々謹言

(嘉永四年)

亥十二月廿三日

山本柳左衛門

櫻井源兵衛様

(「文政三年旧記」)

史料⑨によると、嘉永四年(一八五二)十二月、山本柳左衛門から櫻井源兵衛へ周助を誉め遣わす内容の報告があった。それを受けて次の

「覚」が出された。

史料⑩

覚

老ヶ年

一米三俵

但生涯

一同二俵

右同断

一銀拾枚

但此度遣之

右貴殿儀兼而心得方宜敷趣御聞達、鉄方方御称美被下置、於拙者茂大悦

罷在候、年来励精心鑑算当相立候様時々鑑所打廻職人共へ氣服為致、年

来中絶無之様吹方出来勤功不軽事当家大慶之程不過之、惣而大業念入被

相勤候故之儀則拙者方茂誉遣候様被仰付、依勤中口生涯米猶又此度銀拾

枚為褒美遣之候、以上

嘉永四年

亥十二月二十八日

宇根鑑

支配人

周助殿

(「文政三年旧記」)

史料⑩によると、褒美として周助本人へは一ヶ年につき米三俵を生涯にわたり下賜、また銀一〇枚を今回下賜し、また周助の妻には一ヶ年につき米二俵を生涯にわたって下賜するという事になった。周助の褒賞の理由は、鉦の経営に長け、時々鉦場を打ち廻り職人達へ気配りをして、鉦が中絶することのないよう心配したことによる。周助は、鉦経営に長けた手代であった。

また、慶応三年（一八六七）には、長州戦争において奮闘したという功績で、櫻井三郎左衛門、手代千右衛門、山子一六人が褒賞されている^⑩。それとは別に、同年六月二十一日には左記の「覚」が出されている。史料^⑪

覚

櫻井三郎左衛門手代

長七郎

右之者数年来召遣候由之処、其方儀追々身上向手厚ニいたし、度々御用途相勤候段手代共一和業躰取殿宜敷故之儀、就中他国懸合等多端之懸引茂有之由之処、急度目当之者と相聞候、仍類外之訳を以右長七郎へ生涯木綿合羽差免之

六月廿一日

右之通被仰渡候間、御書付之趣其元江可申談旨ニ候条、可被申渡候、以上

慶応三卯

六月廿一日

瀧波與右衛門

書判

櫻井三郎左衛門殿

（「文政三年旧記」）

史料^⑩によると、櫻井三郎左衛門手代長七郎は、藩の御用途を度々勤め、手代達をよく纏め、他国との交渉にも対処できるとの理由で、生涯木綿合羽を許されている。この褒賞は、郡奉行兼農兵御用懸り合瀧波與右衛門から櫻井三郎右衛門へ宛てて書付が差し出されている^⑪。また、史料^⑪「覚」の発給後に次のように記されている。史料^⑫

鉄方鈴木理蔵様方御書付写を以左之通御談有之候

櫻井三郎左衛門手代

長七郎

右之者数年来召遣候由之処、其方儀追々身上向手厚ニいたし、度々御用途相勤候段、手代共一和業躰取殿宜敷故之儀、就中他国懸合等多端之懸引茂有之由之所、急度目当之者と相聞、仍類外之訳を以右長七郎へ生涯木綿合羽被差免之

六月廿一日

（「文政三年旧記」）

史料^⑫によると、史料^⑩と同内容の書付が記載されており、その書付が「御書付写」と考えられる。この写をもって鉄方の鈴木理蔵が長七郎の褒賞について櫻井家へ伝えていたようである。長七郎は、前述のように一〇代目番頭孫作の子で、明治六年（一八七三）から番頭を勤めることになる人物である。この事例は、将来番頭となる長七郎が、一手代の時代から業務を精力的に行っていたことを示すものである。長七郎は親の七光りで番頭になったのではなく、実力を認められてなるべくしてなった番頭であろう。

さて、時代は下るが、明治三十七年（一九〇四）、櫻井家の小作人に対して褒賞が行われている。

史料^⑬

出雲地主農談会小作奨励法ニ依り小作人へ賞状贈与左ニ

賞状

櫻井三郎右衛門小作人

藤原佐一右衛門

（各通） 全

青木丈四郎

全

今川徳市

右手素農業ニ勉強シテ他小作人ノ模範トナスニ足ル、因テ之ヲ賞ス

明治三拾七年五月三日

出雲有志地主農談会（印）

（「文政三年旧記」）

史料⑬によると、藤原佐一右衛門、青木丈四郎、今川徳市の三人が農業を勉強して他の小作人の模範となったことで褒賞されている。この事例は、櫻井家がたたら製鉄業だけではなく農業にも力を入れていることを示しているよう。

たたら製鉄業関係では如何であろうか。明治四十四年（一九一）、島根県において「実業奨励」のため、職工の内優秀者を褒賞する計画があり、八名が受賞した¹⁵。その八名の中で、榎原鉦村下の長谷川亀太郎（鉄蔵）が選ばれている。

史料⑭

島根県仁多郡阿井村

櫻井三郎右衛門製鉄工場

村下職長谷川亀太郎

資性滑順品行方正ニシテ誠実益々服シ、斯業ニ精励去年三十八年、技術亦優秀ニシテ衆模範ト為スニ足ル、仍テ銀杯盃式固ヲ授与シ之ヲ表彰ス
明治四十五年二月十一日

島根県知事正五位勲三等高岡直吉（印）

（「文政三年旧記」）

史料⑭によると、亀太郎は明治六年（一八七三）から三十八年間、村下職人として勤めている。亀太郎は、「長谷川四代にて代々同職ニ尽事之精励拔鮮之者ニ有之候」とあり¹⁶、四代も続く村下職人で、特に優れた技術の持主であったと考えられる。長谷川亀太郎の四代前は、恐らく万延元年（一八六〇）操業の榎原鉦より以前であったと考えられるので、宇根鉦の村下であったかもしれない。少なくとも菅谷鉦の村下堀江家と同

様に代々技術を受け継ぐ家の一つと考えられる¹⁷。

また、大正三年（一九一四）にも褒賞があった。一人は榎原鉦配属の山子頭兼山廻り木奈崎保助であった¹⁸。

史料⑮

島根県仁多郡阿井村

木奈崎保助

資性着実明治八年三月櫻井三郎右衛門経営ノ榎原鉦配属製炭職見習トナリ、同十二年本職ニ進ミ忠実勤勉業ニ服シ克ツ部下ヲ督励シテ事業ノ発達ニ力ヲ致ス等他ノ模範ト為スニ足ル、仍テ金拾円ヲ授与シ之ヲ表彰ス
大正三年二月十一日

島根県知事従四位勲三等高岡直吉

（「文政三年旧記」）

史料⑮によると、木奈崎保助は、明治八年（一八七五）三月、榎原鉦の「製炭職見習」となり、同十二年（一八七九）、山子頭兼山廻りに就任した。その働きぶりは実直で、部下を監督して激励したとあり、その功績により金一〇円を授与することとなった。

また、今一人は、榎原鉦村下職榎幾五郎であった¹⁹。

史料⑯

島根県仁多郡阿井村

榎 幾五郎

資性朴直明治十三年三月櫻井三郎右衛門経営ノ榎原鉦村下職見習トナリ、同二十年三月在職ニ進ミ忠実勤勉業ニ服シ技術亦優秀ニシテ常ニ斯業ノ改善ニ意ヲ注キ、其村下職長ト為ルヤ、克ツ部下ヲ指導誘拔シ、其任ヲ全フシ、殊ニ明治三十九年業種製煉方法ノ改善ヲ企図スルニ際シ、日夜其局ニ当リ、遂ニ其目的ヲ達スルニ至ラシメタル等他ノ模範ト為スニ足ル、仍テ金拾円ヲ授与シ之ヲ表彰ス

大正三年二月十一日

島根県知事従四位勲三等高岡直吉

（「文政三年旧記」）

史料⑯によると、榎幾五郎は、明治十三年（一八八〇）三月に榎原鉦の村下職見習いとなっている。この当時、村下職として知られていたのは、前述した長谷川亀太郎であるので、幾五郎は亀太郎を師匠としていた可能性がある。その後幾五郎は、同二十年（一八八七）三月、正式に村下となった。幾五郎は、勤勉で、技術的に優秀であり、部下の指導も行い、明治三十九年（一九〇六）の「業種精煉方法」の改善において大きな功績をあげた。「業種精煉方法」の改善とは、角炉の導入であろう。この時の角鉦は、榎原鉦の地下構造を利用して様式高炉の技術を取り入れたたたら型角炉を構築し、比較的長期の連続操業が可能となり、一日当たり五二キログラム程度の棒銑が平均五二〜五九本生産され、一日・四〜二・七トン生産でき、一ヶ月の製銑量は約八〇トンに及んだ²⁰。櫻井家にとっては大きな精錬技術の改良である。この点だけでも大きな功績といえるであろう。その結果幾五郎には、報奨金として一〇円を授与されている。

ちなみに櫻井家からは、木奈崎保助・榎幾五郎兩人に副賞として「三組盃吞付一組」を下賜されている²¹。

このように、榎原鉦の村下は、明治二十年の段階で長谷川亀太郎（鉄藏）と榎幾五郎の二人が確認される。幾五郎は、史料⑯でみるかぎり亀太郎の褒賞の時のように祖先のことについて記載がないので、代々の村下職ではないように思われる。幾五郎は、村下見習いから実力を認められて正式な村下となったのではなからうか。

おわりに

以上、「文政三年旧記」における櫻井家番頭・手代・職人の褒賞事例か

ら、代々の番頭、そして手代・職人の役割などをみてきた。櫻井家については分析した通り、番頭は実力のある人物を採用している。中には庄屋を兼務するほどの番頭もいた。また、櫻井家が代々召し抱えた家から番頭に採用するのではなく、優秀であれば他所から積極的に採用している。他所から召し抱えられた番頭は、自分の子に番頭のノウハウを叩きこみ、その子が番頭を引き継いでいったとみてよいかと思われる。それは手代にもいえよう。ただ、必ずしも代々番頭や手代になっているかというところはいかないと思われる。北国への売り捌きや他国との流通問題に対処しなくてはならないため、それ相当のマネージメント能力が要求されたのである。その能力が評価され、藩から褒賞を受けているのである。家にとって番頭が経営の要なのである²²。

田部家の手代・職人の褒賞事例からの分析では、手代は鉦や鍛冶屋の経営に長けた者、流通の問題解決に長けた者が経営を支えており、また、自分の息子を手代にするため、手代の世襲を田部家に申請し、許可されるなどの点が指摘できた²³。また、職人では山灰で実績のあった一族が、その子孫は村下になっていたりしている²⁴。今回取り上げた櫻井家の事例と比較すると、田部家の手代や職人のあり方と類似している点が見られる。

ちなみに、一六代目番頭の木村精は、大正十一年（一九二二）、櫻井家の婚礼に関連して、四月末から五月にかけて三回杵築へ出張している²⁵。また、婚儀について杵築・松江・大東・木次等各方面に電話をしているが、その電話料の櫻井調度課への請求も木村精であった²⁶。五月吉日に举行された慶事（式典）には、一七代目番頭矢田有吉とともに慶事（式典）の総責任者と考えられる「総見繕」という役職を勤めている²⁷。

このように、番頭は家内の婚礼など私的行事についても手腕を発揮することが要求されている。私的行事といっても、人々の行事への参列によって櫻井家の当主と部下の組織体系や櫻井家と外部の家々との関係を

視覚的に再確認する場として機能すると考えられるので²⁸⁾、その構造を視覚的に体現する空間及び時間をプロデュースする番頭は、大きな責任を担っているといえよう。この点についても田部家も同様である可能性がある²⁹⁾。

職人については、村下や山子の技術的能力の高さが際立っており、公的機関（県）から褒賞を受けていることが注目される。田部家のあり方と同様に、代々続く村下の家もあるが、資質を見込まれて村下見習いから修業した者もいた。

田部家と櫻井家の違いの一つは、水運事業への参画であろう。田部家の特徴の一つに船頭の活躍があった³⁰⁾。櫻井家には見られない事業である。

以上、櫻井家の番頭・手代、職人について褒賞事例を中心にみてきた。田部家と類似する点が多いが、たたら製鉄業に携わる人々について一つの性格を見出せたのではないかと思われる。ただ、櫻井家が、能力を必要とする番頭・手代、職人をどのように教育していったのか、不明な点も多々ある。田部家の手代については、たくさんの部署を歴任させることで経験値を積むように人事異動を考えているが³¹⁾、果たして櫻井家では如何なるものであろうか。今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「櫻井家「召抱人」の構成―『明治式巳十月 召抱人別書出帳』（櫻井家文書）の分析―」（山陰宗門改帳研究会編『宗門改帳からみる山陰の近世社会』その2、五一―九五頁、二〇〇七年）。
- (2) 石塚尊俊『鑪（たたら）と鍛冶』（岩崎美術社、一五六―一六五頁、一九七七年）。
- (3) 就労者の具体的な活動については、田部家を事例に、拙稿「文化

十二年 旧記」からみえる田部家」（『鉄の歴史フォーラム二〇一〇報告書』（公財）鉄の歴史村地域振興事業団、二〇一二年）、拙稿「田部家手代の構成と勤務履歴の特徴について―近世後期く明治前期における事例の紹介―」（『山陰におけるたたら製鉄の比較研究』島根県古代文化センター、一三一―二四頁、二〇一一年）、卜藏家を事例に、拙稿「原鈔を支えた村下岸本亀太郎」（奥出雲町教育委員会編『奥出雲町文化的景観調査報告書―奥出雲たたらと棚田の文化的景観―』奥出雲町教育委員会、八―一八頁、二〇一三年）、田儀櫻井家を事例に、拙稿「たたら経営に携わる人々の特質―田儀櫻井家を事例として―」（『たたら研究』特別号（六〇周年記念論文集）、一三七―一五一頁、二〇一七年）などがある。

- (4) 田部家文書から文政六・七年（一八二三・一八二四）には、鉄の売り捌きが大きく後退したとある（中山富広「在来産業たたら製鉄の衰退とその歴史的意義―出雲・田部家「鉄業創始以来営業状態概略」を手がかりとして―」（勝部眞人編『近代東アジア社会における外来と在来』清文堂、五―二五頁、二〇一一年）。また、石見銀山附幕領では、文化二年（一八〇五）に大坂銚値段の下落がおき、また、文政二年（一八一九）にも鉄値段の大幅な下落が指摘されている（佐竹昭「石見銀山領における猪被害とたたら製鉄」（同『近世瀬戸内の環境史』吉川弘文館、一三四―一五三頁、二〇一二年、初出『広島大学総合博物館研究報告』1、広島大学総合博物館、二〇〇九年）。
- (5) 「手代孫作大坂表江一朱銀両替ニ為差登候節願書扣」（文政三年旧記）。
- (6) 「手代孫作御誉ニ付雨森甚太夫呼出あらまし」（文政三年旧記）。
- (7) 前掲註（6）史料。

- (8) 「手代孫作御礼進物書出」(「文政三年旧記」)。
 (9) 「十一月廿三日」覚」(「文政三年旧記」)。
 (10) 渡辺浩一「城下町松江と在方町」(『松江市史』通史編3近世I、四六五頁、二〇一九年)、上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』(松江市、一六三八―一六四五頁、一九三一年、復刻版、名著出版、一九七三年)。
 (11) 天神町の吉田屋は文兵衛と文助の二家があるが、「吉田屋文兵衛跡取引帳」(櫻井家文書、a―一五―一六)によると、安政五年(一八五八)九月五日より以前に吉田屋文兵衛は潰れており、「文兵衛井家内共いづれも親類方へ退身いたし可申事」とあり、文兵衛・家族とも親類宅へ身を寄せていることがわかり、同年十一月段階で進物を調達できたとは考えられない。よってこの段階での吉田屋は文助である。
 (12) 拙稿「近世後期から明治前期における櫻井家鉄山経営」(『櫻井家たたらの研究と文書目録―櫻井家文書悉皆調査報告書―』島根県奥出雲町教育委員会、五七―一〇八頁、二〇〇六年)。
 (13) 「(四月九日)覚」(「文政三年旧記」)。
 (14) 「列士録」瀧波(島根県立図書館所蔵)。同史料によれば、瀧波與右衛門は、慶応二年(一八六六)八月十七日、「郡奉行并農兵御用懸り合」に就任している。
 (15) 「(長谷川鉄蔵事亀太郎表彰ニ付素性書出)」(「文政三年旧記」)。
 (16) 前掲註(15)史料。
 (17) 「菅谷鉦戸籍帳」(島根県教育委員会編・発行『菅谷鑑』一四七―一四八頁、一九六八年)では、明治十八年(一八八五)段階で、堀江田助は十三代目の村下職としている。また、石塚尊俊「菅谷鑑十代目の村下―堀江要四郎翁旧事談」(同『鑑と剗舟』慶友社、二〇九―一二三頁、一九九六年)では、昭和三十七年(一九六二)年段階

で、田助の息子堀江要四郎が十四代目としている。

- (18) 「(大正三年榎原鉦配属山子頭兼山廻り木奈崎保助・村下職榎幾五郎兩人表彰ニ付、榎原鉦主任代理後藤安太郎ニ代理出頭セシメラレ候あらまし)」(「文政三年旧記」)。
 (19) 前掲註(18)史料。
 (20) 角田徳幸「角鉦における鉄生産」(『奥出雲町文化的景観調査報告書―奥出雲たたらと棚田の文化的景観―』奥出雲町教育委員会、九五―九八頁、二〇一三年)、同「出雲の角鉦製鉄」(『近代日本製鉄・電信の源流―幕末明治初期の科学技術―』岩田書院、一四七―一七八頁、二〇一七年)、同『たたら製鉄の歴史』(吉川弘文館、一八六―二〇四頁、二〇一九年)。
 榎原鉦における角鉦の建設は、明治四十年(一九〇七)頃と推定されているが、史料⑩にあるように角鉦技術の導入は明治三十九年(一九〇六)から計画されていき、榎原鉦村下の榎幾五郎が技術の導入に大きく貢献したようである。史料の残存状況にもよるが、今後、榎原鉦における角鉦技術の導入、角鉦の構築などの詳細が明らかにできればと考えている。
 (21) 前掲註(18)史料。
 (22) 明治七年(一八七四)に破綻した小野組に関して「東京日日新聞」は、同七年十一月二三日付の記事で「能々考へて見よ、東京大阪其外日本国中の豪家にて、戸を鎮レ、分散に及びたる大家は、此四五年来何千百人ぞや。而して其来歴ハ皆当主たる人々其才能に乏しく、全権を委ねたる番頭等が時勢に暗くして方向を謬りたるに依らざるはなし」(『東京日日新聞』五(明治七年七月―十二月)『日本圖書センター』一九九三年)とあり、番頭が経営の全権を委ねられて見誤ることがわかる。記事では番頭が情勢に暗ければ、経営の方向を見誤るとする。このように、明治初年の新聞の論旨では番頭の重要

性が如実に表されている。

- (23) 前掲註(3) 拙稿「文化十二年 旧記」からみえる田部家」。
- (24) 前掲註(3) 拙稿「文化十二年 旧記」からみえる田部家」。
- (25) 「(出立杵築行清算書)」(櫻井家文書、b1151123)。
- (26) 「(御婚儀ノ件ニ付各方面へ電話料書出)」(櫻井家文書、b1151123)。
- (27) 「御慶事役割之記」(櫻井家文書、b1151123)。
- (28) 婚礼などの儀礼は、櫻井家を中心とした集団の規律を表す「劇場国家」での効果を期待して挙行されていると推測される(青木保『儀礼の象徴性』岩波書店、一九九二二七頁、一九八四年)。
- (29) 田部家の番頭による家内行事への関わり方については、今後具体的な分析が必要と思われる。今後の課題としたい。
- (30) 前掲註(3) 拙稿「文化十二年 旧記」からみえる田部家」、拙稿「田部家の手船「鐵泉丸」」(『鉄の歴史村会報』第一八号、四一八頁、二〇一九年)。
- (31) 前掲註(3) 拙稿「田部家手代の構成と勤務履歴の特徴について——近世後期〜明治前期における事例の紹介——」。

〔付記〕

本稿の作成にあたって、櫻井家には史料の閲覧に際し多大なご高配を賜りました。末筆ながら深くお礼申し上げます。